

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
1 人材確保体制構築支援事業	経験年数が少ないホームヘルパー等への同行支援	事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費。ただし、老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等高齢者向け集合住宅の入居者に対するサービス提供における同行支援に係る経費は補助対象外とする。	(1) 中山間地域等に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき3,500円 ・30分以上の同行支援1回につき5,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回までとする。) (2) 中山間地域等以外に事業所が所在する場合 ・30分未満の同行支援1回につき2,500円 ・30分以上の同行支援1回につき4,000円 (経験年数の短いヘルパー1人につき30回までとする。)	10/10
2 経営改善支援事業	小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	小規模な法人を中心とした複数の法人により構成される事業者グループが、相互に協力して行う人材育成や経営改善に向けた取組に要する経費。なお、事業者グループには、次のいずれかに該当する法人を1以上含むこととする。 (1) 1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人 (2) 運営する訪問介護等事業所の月延べ訪問回数が平均200回以下である法人 (3) 運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人 (4) 運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等に所在する法人	・対象法人の要件(4)に該当する法人を含む場合 1事業者グループ当たり200万円 ・対象法人の要件(4)に該当する法人を含まない場合 1事業所グループあたり150万円	

注 中山間地域等とは、『厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域』（平成21年厚生労働省告示第83号）の第1号に定める地域をいう。